

掛 川 市 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条及び第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり公告し、当該土地改良事業に係る換地計画書を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業に係る換地計画書について不服がある場合は、平成28年4月12日までに掛川市に異議申立てをすることができる。

平成28年2月29日

掛川市長 松 井 三 郎

1 土地改良事業の名称

芳峠地区土地改良事業共同施行（大坂地内）

2 縦覧場所及び異議申立て先

掛川市役所環境経済部農林課（郵便番号436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

3 縦覧期間

平成28年2月29日（月）から平成28年3月28日（月）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）